

第202100068053号
令和3年6月10日

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部長
(公印省略)

鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス
継続支援事業補助金交付要綱の一部改正について

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者が発生した介護施設等の入所者等が必要とするサービスを続けられるよう支援することを目的に、「鳥取県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱」(令和2年5月22日付第202000047670号鳥取県福祉保健部長通)を創設したところです。

今般、本補助金交付要綱の一部を別添のとおり改正しましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

(改正概要)

病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を実施した高齢者施設等に対し、施設内療養の実施により発生したかかり増し経費に対する補助区分を追加した。

(担当) 介護保険・施設担当 北村

電話: 0857(26)7175

ファクシミリ: 0857(26)8168

電子メール: kitamuratom@pref.tottori.lg.jp